令和元年度 第1回 仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会

日時:令和元年8月9日(金)

10時00分~12時00分

場所:本庁舎2階 第4委員会室

次 第

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶
- 3. 議事

審議事項

- ・屋外広告物ガイドラインの検討について
- 4. 閉 会

一配付資料一

資料1:屋外広告物ガイドラインの検討について

仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会 委員名簿

任期: 平成30年5月28日~令和2年5月14日

(平成31年4月1日現在)

氏 名	所属・役職等	備考
とちくぼ まさゆき 杼窪 昌之	宮城県屋外広告美術協同組合常任相談役 (株)アキバ商会代表取締役	審議会委員
^{なみき なおこ} 並木 直子	(株)ユーメディア メディア本部 メディア開発チーム 2グループ 課長代理	専門委員
ばば 馬場 たまき	尚絅学院大学人文社会学群人文社会学類 准教授	審議会委員
ふなびき としあき 舟引 敏明	宮城大学事業構想学群 教授	審議会委員
やまはた のぶひろ 山畑 信博	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授	専門委員

(五十音順, 敬称略)

資料 1

屋外広告物ガイドラインの検討について

目次

1. 本日の概要 制度体系の全体像

2. 現在の規制体系に至る時系列 段階的な制度対応

3. 禁止地域・許可地域の規制 基本となる規制内容

4. 景観計画の取り組みと連動した広告物景観地域

5. 広告物モデル地区の規制

6. 屋外広告物条例における規制の体系

7. 屋外広告物ガイドラインの位置づけ

8. 屋外広告物ガイドラインの活用

9. 次回の予定(案)

重点的に取り組む地域の上乗せ基準

優れた広告景観のための上乗せ基準

規制体系のまとめ

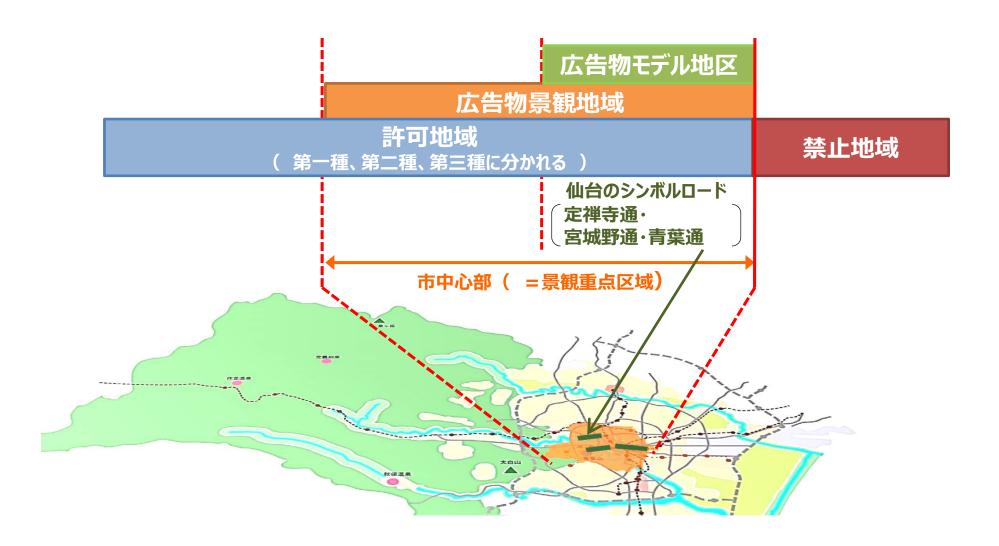
どのようなガイドラインを策定するか

想定しているガイドラインの活用方法

上位計画の議論について予定

1. 本日の概要

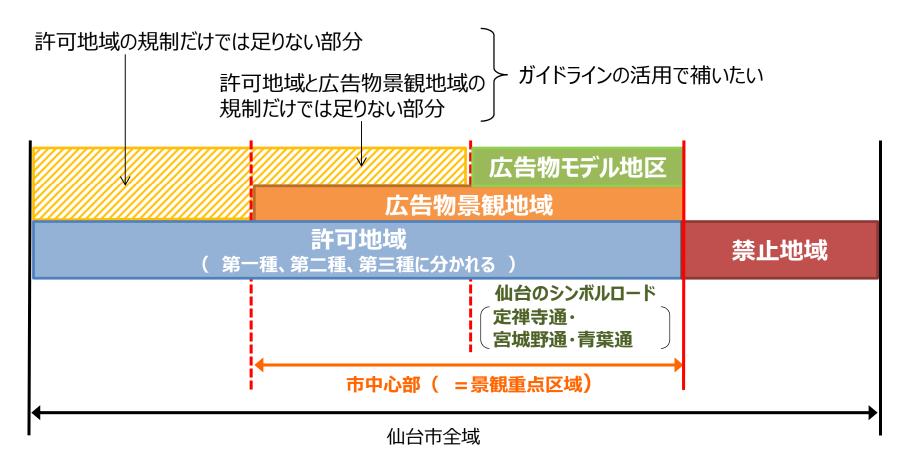
- (1)屋外広告物条例における規制の体系イメージ
 - ▶ 現在、3 種類の規制が、レイヤーのように重なっている体系となっている
 - ▶「禁止地域」と「許可地域」は、屋外広告物に関する取り組み当初から、市全域が範囲となっている
 - ▶ 良好な景観形成のために重点的に取り組む地域(=市中心部)には、「広告物景観地域」という上乗せ規制があり、本市のシンボルロードには、「広告物モデル地区」という更なる上乗せ規制がある



1. 本日の概要

(2)屋外広告物ガイドラインの位置づけイメージ

▶ 今回策定するガイドラインは、許可地域の規制だけ、また許可地域と広告物景観地域の規制だけでは、景観を守りきれない部分を補うために策定する



▶現在の規制の体系に至るまでの時系列と、規制内容をお示しすることで、どのようなガイドラインが必要なのか、説明していく

2. 現在の規制体系に至る時系列

▶屋外広告物の取り組みと、屋外広告物と関連の深い景観の取り組みを時系列に簡略化して示す。

	屋外広告物の取り組み	景観の取り組み
昭和24年度	屋外広告物法制定	
昭和48年度	屋外広告物条例制定(宮城県)	
昭和63年度	供上地域·許可地域設定 仙台市屋外広告物条例制定	
平成16年度		景観法制定
平成20年度		仙台市「杜の都」景観計画策定
	仙台市屋外広告物条例改正 広告物景観地域の創設 重点的に取り組む「広告	- 全市域の取り組みとしつつ、景観形成に重点的に取り組む「景観重点区域」を創設
	物景観地域」を創設	
平成27年度	青葉通に広告物モデル地区を指定し、3 つのシンボル くロードに、優れた広告景観創出の取り組みが揃う 広告物モデル地区が3つのシンボルロードに揃う	> 青葉通に景観地区を指定し、3つのシンボルロードに、 美しい街並み形成の取り組みが揃う

屋外広告物と景観の取り組みを連動させながら、段階的にきめ細かな対応を行っている

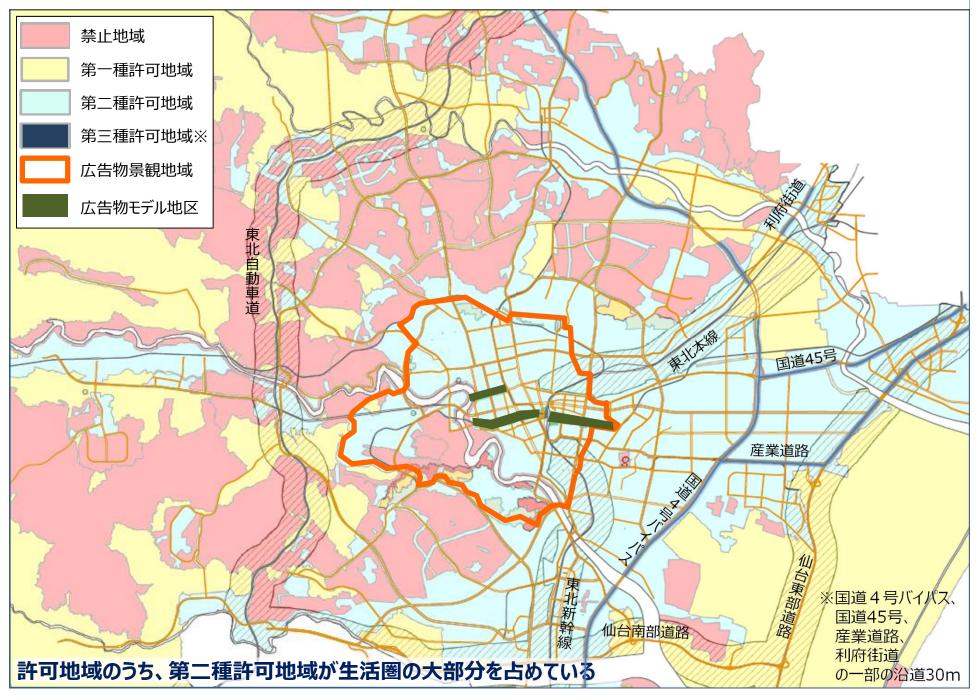
3. 禁止地域・許可地域の規制

▶ 風致の維持が特に必要な場所として禁止地域を定め、それ以外の場所は区域の特性に応じて許可基準を定めている

				※規制内容は一部省略して表記
地域		規制の主な内容		
禁止地域	・第一種低層住居専用地域、風致地区、社寺、公園(一部除外)、新幹線や高速道路の沿線(一部除外) など ⇒風致の維持が特に必要な場所	原則禁止 だが・・・ ・自家用(自己の敷地内の店名など)で合計7㎡・管理用(自己の敷地の管理上必要な表示)で含・公共団体が公共目的のために表示するもの・冠婚葬祭や祭礼のために一時的に表示するもの		が以内 などは許可不要で掲出可能
第一種許可地域	・都市計画区域外の区域・市街化調整区域・第二種低層住居専用地域⇒自然や低層住宅の環境に配慮し、表示内容を自家用と周辺店舗等の案内誘導に限定	電柱類広告物など ・自 ・定 ・ 地域によらず、	面・屋上広告物 ネ ネ ネ ネ ネ ネ ネ ネ ネ ネ ネ ネ ネ ネ ネ ネ ネ ネ ネ	・自家用、案内誘導用 であること ・定めた大きさ以内であ ること 一面の面積5㎡以内 高さ5m以内 など
第二種 許可地域	・第一種、第三種許可地域以外 ⇒良好な景観等に配慮	・立て看板:	めた大きさ以内で ! !	・定めた大きさ以内であること 一面の面積30㎡以内 高さ15m以内など
第三種 許可地域	国道4号バイパス、国道45号、産業道路、利府街道の沿道(境界線から30m)で商業系・工業系用途地域の範囲 ⇒良好な景観等に配慮するとともに、経済活動の促進を図る	巻型の場合 長さ1.8m以内、	めた大きさ以内で こと 面の1/3以内 上広告物の高さ Dm以内 など	・定めた大きさ以内であること 一面の面積50㎡以内 高さ20m以内など

広告物の種別ごとに、大きさなどでコントロールしている

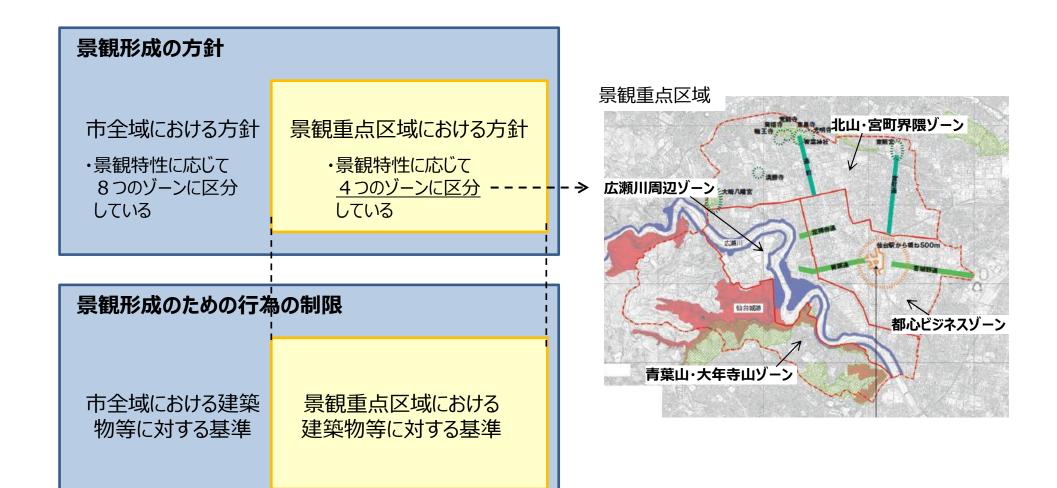
3. 禁止地域・許可地域の規制(屋外広告物規制図(市街化区域を中心に抜き出し))



4. 景観計画の取り組みと連動した広告物景観地域

(1) 景観計画の構成

- ▶ 景観計画では、景観形成の方針と、行為の制限に関する事項を定め、景観形成を推進している。
- ▶ 市全域を景観計画区域としつつ、「杜の都」の顔となる市中心部(旧城下町)を、景観重点区域としてきめ細かな景観形成の推進を図っている。



4. 景観計画の取り組みと連動した広告物景観地域

(2)屋外広告物に係る景観形成の方針と行為の制限

▶ 景観重点区域では、4つのゾーンごとに屋外広告物に係る方針と、行為の制限を定めている

ゾーン	方針	行為の制限	
広瀬川周辺ゾーン	広瀬川の自然環境を阻害しない市街地から青葉山等の丘陵への見通しを阻害しない	 ■ 屋上及び壁面広告物は、ビル名等の自己用のみとし、河畔からの眺望景観を阻害するような過大なものとならないようにするとともに、市街地から青葉山等を見通す視線を阻害するような過大なものとならないようにする。 ■ 建築デザインとの一体性に配慮し、派手な色彩・光に動きや点滅を繰り返す照明表示を施さない。 	
青葉山・ 大年寺山 ゾーン	● 青葉山等の丘陵地の自 然環境を阻害しない	■ 屋外広告物は自己用のみとし、<u>市街地から眺望できる丘陵景観を阻害するような過大な屋上・壁面広告物・地上広告物等にならないように</u>する。■ 建築デザインとの一体性に配慮し、派手な色彩・光に動きや点滅を繰り返す照明表示を施さない。	
北山・宮町界隈ゾーン	● 歴史的建造物の風致を 損なわない● 社寺林、屋敷の風情を阻 害しない	 ■ <u>社寺林等への眺望に配慮し</u>、過大な屋上広告物等にならないようにする。 【大崎八幡宮・青葉神社・東照宮等の周辺】 ・歴史的建造物の風致を損なわないよう、派手な色彩・光に動きや点滅を繰り返す照明表示を施さない。 【通町・宮町等の旧街道沿い】 ・旧街道沿いでは、通り越しに見通せる丘陵地の緑に配慮した設置位置や表示面積とする。 	
都心ビジネスゾーン	都心の商業業務地として 風格と魅力ある街並み景 観を創出するケヤキ並木等と調和した美 しい街並み景観を形成す る	 ■ 風格と魅力ある街並み景観を形成するため、高層建築物については、高層部分への屋外広告物は、ビル名等の自己用のみとし過大なものとしないようにする。 ■ 建築デザインとの一体性に配慮した意匠・色彩とし、光による過度の動き・著しい点滅を繰り返す照明表示を施さない。 【仙台駅周辺】 ・ J R仙台駅の玄関口の景観を形成するため、青葉通から仙台駅舎越しに見える屋上広告物については、過大なものとしない。 ・ペデストリアンデッキからの歩行者の視線に配慮し、屋上や壁面、窓面等の広告物はできるだけ集約し、建築物の意匠と調和させる。 【定禅寺通、青葉通、宮城野通等幹線道路の沿道】 ・ケヤキ並木等の街路樹や建築物等の街並みに調和する屋外広告物の規模、意匠、色彩等とする。 	

屋外広告物に関する行為の制限では、具体的ではない定性的表現の基準となっている屋外広告物条例の許可手続きの中で確認することとしている

4. 景観計画の取り組みと連動した広告物景観地域

- (3) 景観計画と屋外広告物条例の連携
 - ▶ 景観計画における行為の制限の基準を基に、仙台市屋外広告物条例に新たな「広告物景観地域」を創設し、 景観計画と連動した重点的な取り組みを行っている

例として広瀬川周辺ゾーンを示す



<再掲>景観計画における行為の制限

- 屋上及び壁面広告物は、自己用のみ、 河畔からの眺望や青葉山等の見通しを 阻害する過大なものとしない。
- 建築デザインとの一体性に配慮し、派手 な色彩・光の動き・点滅する照明表示と しない。

屋外広告物条例における広告物景観地域「広瀬川周辺ゾーン」の許可基準

屋上または壁面に掲出される広告物

表示而精

・屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は当該壁面の1/3以内

照明

のみ※

を用いない※

建築物等の屋上に掲出される広告物

掲出可能な広告物

・自己用・管理用のみ※

・光の点滅や動きがある照明装置は使用しない※

·5 m以内※

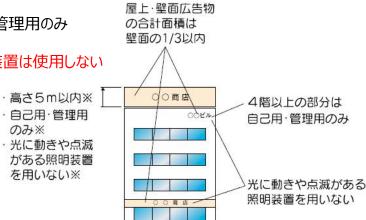
※一部地域除く

建築物等の壁面に掲出される広告物

掲出可能な広告物

・4階以上の部分は自己用・管理用のみ 照明

・光の点滅や動きがある照明装置は使用しない



▶ 景観計画における眺望や見通しを阻害しない「過大な」程度を、屋上広告物と壁面広告物の合計を壁面の1/3以内、 屋上広告物は高さ5m以内として規定

許可地域の規制より細かいが、掲出する部位ごとに大きさなどによるコントロールが中心となっている

5. 広告物モデル地区の規制

- ▶ 杜の都・仙台のシンボルロードをさらに魅力ある街並みとして後世に引き継いでいくため、広告物等に関する優れた景観を形成するために特に必要がある区域として、「広告物モデル地区」を指定している(定禅寺通、宮城野通、青葉通)
- ▶ 広告物モデル地区には、「広告物美観維持基準」を定め、優れた広告景観を創出する取り組みを行っている

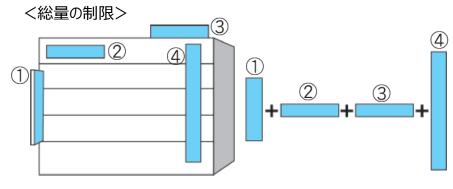
定禅寺通における広告物美観維持基準(抜粋)

1. 共通基準

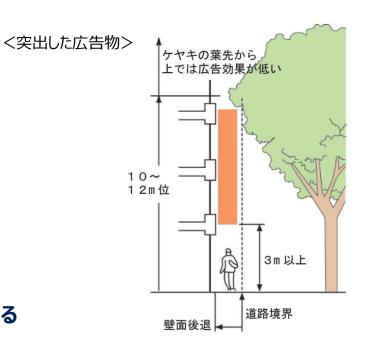
色彩	面積が7平方メートル以上の屋外広告物は、使用可能な色の数を4色までとする(地色を含む)。 2色以上の場合は彩度の低い色彩の方の面積を大きくする。
総量の制 限	広告物の合計面積は定禅寺通に面した当該 <mark>壁面の 投影面積の1/5以下、かつ150㎡以下</mark> とする。

2. 種別による基準

	屋上広告 物	<mark>原則として禁止</mark> 。ただし、独立文字による表示やデ ザインに配慮がなされたものを除く。
	壁面を利 用する広 告物	可能な限り、切り文字による表示とするなど、 <mark>壁面が直接下地</mark> になるようにする。
	突出した 広告物 (袖看板)	オープンスペース内に設置する突出し広告物の下端の位置は <mark>地盤面から3.0m以上</mark> とする。 突出し広告物の地色は壁面と同系色を使うなど、建物との調和を図る。
	独立固定 広告物	敷地内のオープンスペースに集合化して設置し、地盤面からの高さは10m以下とする。



①+②+③+④ ≦ 壁面の1/5以下、かつ150㎡以下

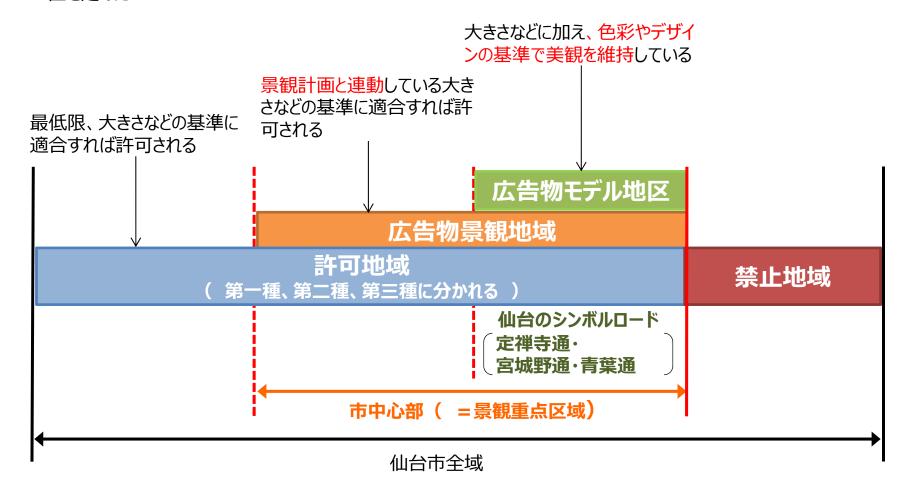


美観の基準を、数値だけでなく、具体的な手法で示している

6. 屋外広告物条例における規制の体系

(1)屋外広告物条例における規制の体系イメージ

- ▶条例制定当初から、禁止地域・許可地域に分けて、良好な景観形成に取り組み、
- ▶ 景観計画が定めた景観重点区域に連動して広告物景観地域を定め、地区特性をふまえた規制を行っている
- ▶ また、仙台の「顔」として、優れた景観を形成するために、特に必要がある区域として、シンボルロードに広告物モデル地区を定めた



6. 屋外広告物条例における規制の体系

(2)規制の上乗せの例

例:定禅寺通の晩翠通との交差点付近における、屋上広告物と壁面広告物の規制を並べてみる

許可地域 : 第二種許可地域

広告物景観地域 : 広告物景観地域(都心ビジネスゾーン)

広告物モデル地区 : 定禅寺通広告物モデル地区

※規制内容は一部省略して表記

	第二種許可地域	広告物景観地域 (都心ビジネスゾーン)	定禅寺通広告物モデル地区	
屋上広告物	・壁面の垂直上面を超えて突き出さない ・同一の建物に4個まで ・高さは建物の高さ以下かつ、10m以下 ・建築物の壁面合計の1/3以内	・広告面の向きは建築壁面にそろえる 屋上・壁面共通 ・地上高45m以上は自己用・管理用のみ ・地上高45m以上は、1面40 m以内	・原則として禁止。ただし、独立文字による表示やデザインに配慮がなされたものを除く。 屋上・壁面共通 【掲出可能な広告物】 ・定禅寺通に面しては自己用、管理用のみ 【意匠・形態】 ・絵柄に動きのあるネオンサイン、点滅を繰り返す電照 屋外広告物を設置しない	
壁面広告物	・窓又は開口部をふさがないこと ・壁面上端から突き出す高さは1m以内 ・壁面から水平方向に突き出す幅は 1.5m以内で、道路上の突き出し幅は1m以内 ・道路上に突き出す場合、地上からの最下端までは2.5m以上(車道上の場合は4.5m以上)・表示する壁面の1/3以内		・面積が7平方メートル以上の屋外広告物は、使用可能な色の数を4色までとする(地色を含む) ・2色以上の場合は彩度の低い色彩の方の面積を大きくする 【総量の制限】 ・広告物の合計面積は定禅寺通に面した当該壁面の投影面積の1/5以下、かつ150㎡以下とする ・可能な限り、切り文字による表示とするなど、壁面が直接下地になるようにする。	

色彩やデザインに関する規制が美観を維持している

6. 屋外広告物条例における規制の体系

(3)【参考】市内の現況

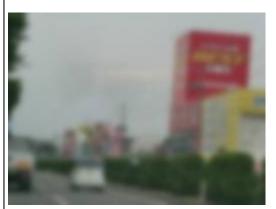
- 個々の広告物の申請に対し、大きさ、 高さ、設置場所の基準で判断するため、 写真のような状況となっている。
 - ⇒ 大きさだけの基準の限界
- 定性的表現の解釈に違いがある。 過度、過大、一体、鮮やかな色、など。
 - ⇒ 基準の具体化が必要



第一種許可地域



第二種許可地域・都心ビジネスゾーン



第三種許可地域



第一種許可地域



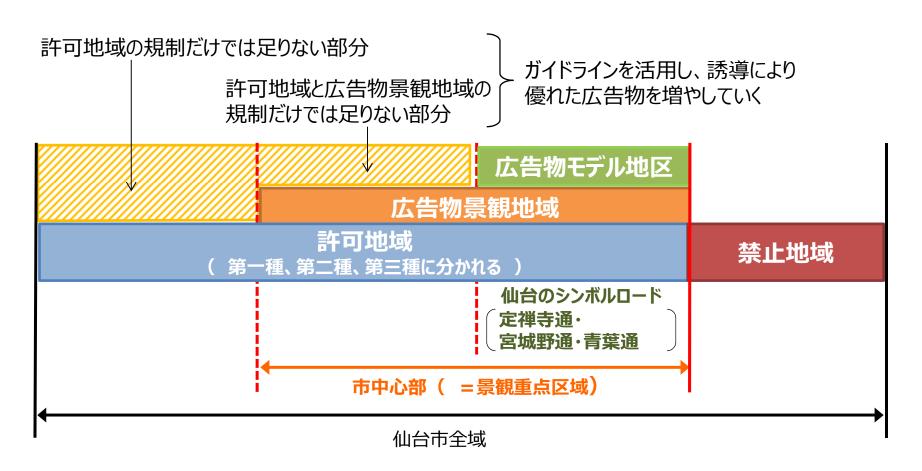
第二種許可地域



第三種許可地域

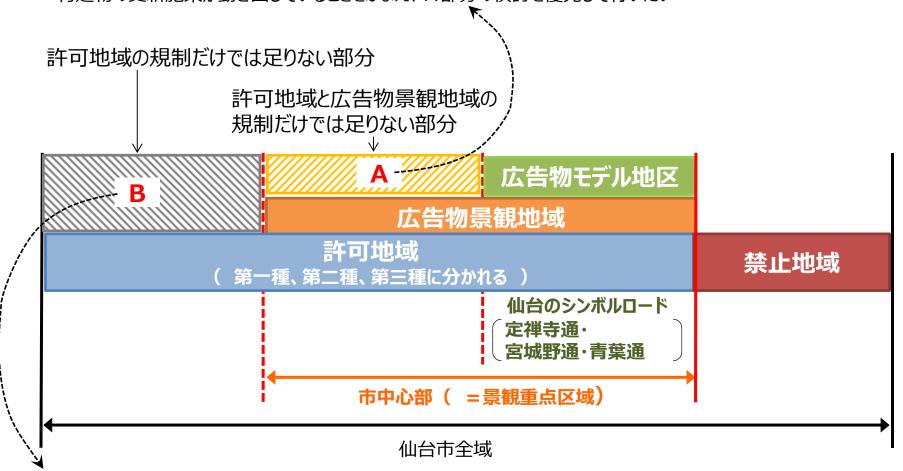
(1)屋外広告物ガイドラインの位置づけイメージ

- ▶ 今回策定するガイドラインは、許可地域の規制だけ、また許可地域と広告物景観地域の規制だけでは、景観を守りきれない部分を補うために策定する
- ▶ これまでの規制との整合性の観点、全市的な景観形成の観点から、規制によるアプローチではなく、誘導により優れた広告物を増やしていく取り組みとしたい(誘導施策であるので、特に建物更新時などが大きな契機となる)



(2) ガイドラインの構成

- ▶ 許可地域と広告物景観地域の規制だけでは足りない部分(A部分)と、許可地域の規制だけでは足りない部分(B部分)には、目指すべき景観形成の考えなどに差が大きくあるため、ガイドラインは2段階の構成となる見込み
- ▶ さらに、新総合計画の策定や景観施策のあり方検討の議論の中で、都心に着目した議論が多いことや、都心部の老 朽建物の更新施策が動き出していることをふまえ、A部分の検討を優先して行いたい



▶ また、B 部分については、泉中央や長町のような拠点性の高い地域から、大区画で物流・卸業・工業などの土地利用がされている地域、(禁止地域ではない)住宅系の地域まで含まれていることから、地域特性に応じた検討が必要と想定している

(3)【参考】他都市の事例 ①青森県



- ・共通ガイドラインと地域別ガイドラインなどを掲載
- ・現状と、ガイドラインの考え方を写真やイラストで比較して解説



(3)【参考】他都市の事例 ②町田市



- ・共通、地域ごとの配慮事項などを掲載
- ・多くの配慮事項を写真やイラストで説明



8. 屋外広告物ガイドラインの活用

(1)屋外広告物ガイドラインの活用

- ▶ 広告主や広告業者が計画の際の参考として活用
- ▶ 広告物に関する行政協議の際の参考として活用(景観関係、屋外広告物許可・特例許可、大店立地法の協議など)
- ▶ その他、機会を捉えて様々な場面での活用を想定

屋外広告物講習会ほか業者への周知啓発、広告物のデザイン審査、景観アドバイザーや表彰の際の参考資料として、 エリアマネジメントの自主ルールの参考として、など。

【更なる活用】

- ▶ 作並温泉郷の例のように、地域がまとまってガイドラインを活用していく
 - 作並温泉郷では、禁止地域から許可地域に変更となる際に、 地元がまとまって「作並温泉郷屋外広告物ガイドライン」を検討 し、屋外広告物条例の基準を補完する指針(配慮事項)を 整理した
 - 今回策定するガイドラインを基に、地域がまとまって地域の価値を上げる広告物による演出を検討するなど、地域がまとまってステップアップしていく下敷きとなることも期待している
 - 禁止地域となっている都市公園を民間活用する際に、今回策 定するガイドラインを基に、地域にふさわしい賑わいを演出する ルールを策定して、広告物を掲出する(禁止地域からの変更や、 特例許可など)ことも期待している



9. 次回の予定(案)

- 1. 上位・関連計画から導く「めざしていく街の姿」 について
 - ・検討中の次期総合計画や、見直し中の景観計画における理想像を説明

- 2. めざしていく街の姿を実現するために広告物ですべきことについて
 - ・街の理想像に近づくために、広告物が担う事項について検討
 - ・景観形成の考えに近づくために、広告物が担う事項について検討

<その他> 事務局の作業について

・今後、業務委託により、優れた景観配慮の方法やデザイン手法などを収集予定